

気になる相談(令和4年3月)

「電気代が安くなる!？」電力契約の訪問販売にはご注意!

平成 28 年から電力の小売りが全面自由化され、従来の地域の電力会社以外の電力事業者と自由に契約できるようになりました。しかし、訪問してきた事業者の担当者が、「電気代が安くなる」等といって検針票を見せるように迫ったり、「マンション(アパート)全体で契約先の電力会社が当社に変更になる」と事実と異なる説明をしたりして、電力の契約を迫るという相談が寄せられています。

【相談事例】

- 賃貸アパートに入居し、大手電力会社と電気の開通手続きを済ませた。その後「大手電力会社の委託を受けて来ました」と訪問があり、電気代が安くなるので検針票を見せるように言われた。検針票を見せたら何か記録して帰った。書面等は受け取っていない。大手電力会社との手続きは済んでいるのに不審だ。
- 賃貸マンションに今春から入居した。入居して間もなく、訪問してきた男性に「マンション全体で契約する電気会社が当社に変わる」と言われた。渡された用紙に氏名、電話番号、生年月日を書かされ、検針票を見せてしまったが、勝手に契約先を変えられないか心配だ。

【注意点】

- 「大手電力会社の委託を受けている」と言われたら、会社の情報や目的を必ず確認しましょう。
- 「電気代が安くなる」と言われたら、契約プランの内容を確認し、必ず現在の契約と比較検討しましょう。
- 「検針票を見せて」と言われたら、すぐに見せない、教えないように十分注意しましょう。

【対処法】

- 訪問販売で契約した場合、速やかにクーリング・オフを申し出てください。
- 不安なことがあったりトラブルに巻き込まれた場合は、一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう。
- 愛媛県消費生活センターでは消費生活に関する相談を受け付けております。
また、愛媛県内の全ての市町にも「消費生活相談窓口」が設置されています。

消費者ホットライン 188 又は 愛媛県消費生活センターTEL089-925-3700(相談専用)